

徳島県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局二好庁舎において、令和七年十一月十九日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十九日

徳島県知事　後藤田　正　純

道路の種類　一般国道

路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
四三九号	三好市東祖谷落合六五六番二三地先から 同番一〇地先まで	六五六	一一・五
			令和七年十一月十九日